

## 公益財団法人群馬県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://gunma-sports.or.jp/>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	本協会は、群馬県が令和3年3月に策定した「群馬県スポーツ推進計画（令和3~7年度）」の基本理念である「県民誰もがスポーツによって、自己実現を図り、健康で活力ある群馬県を創生する」ことを念頭に「スポーツの力でこれからの社会を豊かにする」ことを目指し、この計画に沿って、群馬県と連携を行っている。 本協会独自の組織運営に関する中長期基本計画は策定していないため、令和4年度中に策定していく予定である。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NFF団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	評議員、役員、委員会委員及び職員、並びに本協会諸制度に基づく登録者等の規律について、本協会倫理規程により「基本的責務」「遵守事項」として法令遵守や社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同規程により違反した場合の対処等について定めている。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。 (定款、評議員会運営規程、理事会運営規程、委員会規程、加盟団体規程、組織規程、会計規程)
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各規程等を整備している。 (事務処理規程、文書取扱規程、会計規程、個人情報保護規程及び個人情報保護細則等)
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程、役職員等旅費規程及び事務局職員の就業規程並びに職員給与規程、職員退職手当支給規程等を整備している。 (役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程、役職員等旅費規程、職員就業規程、職員給与規程、職員退職手当支給規程)

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款において資産・会計について定めている他、各種規程を整備している。 (定款、会計規程、財産管理運用規程等)
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	1 加盟団体規程により加盟団体分担金の納入について定めている。 2 スポーツ少年団登録規程において、登録料の納入について定めている。 3 賛助会員規程において、会費の納入について定めている。 (加盟団体規程、スポーツ少年団登録規程、賛助会員規程)
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	1 代表選手の選考に関しては、本協会としての選手選考規程は作成していないものの、倫理に関するガイドラインにおいて、公平かつ透明性ある選考を行うことを定めている。 2 国民体育大会の代表選手の選考は、各競技団体において選考された選手について、国民体育大会推進委員会により国民体育大会開催基準要項細則及び当該大会の参加資格に照合の上、選考している。また、理事会に報告している。 3 選手の権利保護については、倫理に関するガイドラインにより、指導的立場にある者と競技者との関係のあり方や各種大会の代表選手選考などに関し、加盟団体に適切な対応を求めているが、今後、各競技団体の取組状況を確認しながら、本協会としての役割を検討する。
〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	2021年6月の理事会の決議を得て、「倫理・コンプライアンス委員会」を設置している。 今後ガバナンス・コンプライアンス体制を構築していくうえでのプログラムやマニュアルの策定、研修、問題発生時の対応等、定期的に委員会を開催し、規程の整備もおこなう予定である。

原則	自己説明項目	自己説明
<p>[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである</p>	<p>(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること</p>	<p>1 令和2年度に、役員・評議員を対象にしたガバナンス、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス強化を含む体制強化について理解を深めた。また、加盟団体の強化担当者を対象にコンプライアンス研修をおこなった、令和3年度においても、評議員会において再度ガバナンス・コンプライアンス強化のための研修を実施する予定である。</p> <p>2 倫理・コンプライアンス委員会が設置されたことから、当該委員及び役職員を対象とした「倫理・コンプライアンス委員会の在り方研修会」をおこない、ガバナンス・コンプライアンスについて理解を深めた。</p> <p>3 令和4年度以降も、本協会の役員・評議員、並びに加盟団体の役員及び事務局、指導者等に向けたコンプライアンス研修等を実施し理解を深めたい。</p> <p>4 令和4年度以降、本協会職員の人材育成を語るため職員に対しコンプライアンス教育を実施する予定である。</p>
<p>[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである</p>	<p>(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること</p>	<p>1 令和3年度はスポーツ少年団指導者研修会において、弁護士を講師に迎えコンプライアンス教育の一環として、倫理、暴力、ハラスメントの防止等の内容の研修を実施した。</p> <p>2 国民体育大会に向けた結団式や監督会議等において、国民体育大会に出場する監督・選手や加盟競技団体の強化担当者等を対象とした、アンチ・ドーピングの情報提供並びに、アンチ・ドーピング研修会を県薬剤師会協力のもと実施した。</p> <p>3 令和4年度以降、選手、指導者に向けたコンプライアンス教育のための機会を検討する。</p>
<p>[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである</p>	<p>(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること</p>	<p>経理の処理に関する会計規程を整備し、公正な会計原則を遵守している。</p> <p>また、税理士事務所と顧問契約を締結しており、定期的な監査や専門的な助言を得て、公正な会計原則を遵守するための体制を整えている。</p>
<p>[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである</p>	<p>(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること</p>	<p>1 助成団体の定める要項などに則って適切に処理し、助成団体による監査を受けている。</p> <p>2 倫理規程により補助金、助成金等の会計処理に関し不正行為を禁じている。</p>
<p>[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。</p>	<p>(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと</p>	<p>法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事務所に常備しており、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p>また、事業報告・決算報告書、定款、役員名簿等をホームページで開示している。</p>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準を含む選手選考に関する情報は開示していない。 国民体育大会の選手選考基準及び選手選考に関する情報については、各競技団体における選手選考基準など、選手選考に関する情報を今後、本協会ホームページにおいて公表する事を検討する。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	遵守状況を年1回以上本協会HPで公表する。(令和4年3月更新予定)
[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	1 平成26年1月に、本協会が開催するスポーツ推進事業及び組織運営に関して行った事項に対する不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決する旨の自動応諾条項を決議し、日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。 2 但し、自動応諾している旨の公開方法については、関係規程に明記するなど、令和4年度中にさらに容易に確認できるよう工夫する。また、加盟団体の健全な運営のためにも日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択を検討を促したい。
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	定款に加盟団体として不相当と認められる場合の退会に関する権限を明記している。 加盟団体規程には、権限関係の明確化、組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援等についての一般的な規定はないが、事業にかかる補助金の交付にあたっては、事業実施要綱等で適正執行について定めており、指導・助言等を行っている。 また、各加盟団体の役員、行事、収支等について掌握するとともに、ヒアリングを実施し情報交換ができる機会を設けている。
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	令和3年度以降も加盟団体事務局、評議員、役員を対象とした、ガバナンス、コンプライアンスに関する研修会を実施する予定。また、指導者協議会との連携によりガバナンス、コンプライアンス研修の資料を配布、周知の努力を続ける。 今後、選手、指導者へのコンプライアンス研修、加盟団体へのガバナンス、コンプライアンス研修の実施を定着化すると共に、補助金等の扱いに関する会計等についても研修、情報提供を検討したい。